

お客様各位

2009年1月吉日

株式会社ベスト SHIPPING
営業部・輸出部

米国向け新セキュリティプログラム (10 + 2 Regulation) 施行のお知らせ

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件に関して、2009年1月26日より、米国税関の新セキュリティプログラム”Importer Security Filing (10+2 Regulation)”が施行されます。船積み前にハイリスク貨物を特定する為の新ルールになりますので、船積み以前の情報提供が義務付けられます。提出項目に仕出し地側の情報が含まれますので、米国側輸入者様とご確認の上、提出義務にご協力頂きますよう、よろしくお願い致します。

敬具

記

- A) 規則名 : Importer Security Filing (10+2 Regulation)
B) 提出者 : 輸入者様もしくは、その代理人様
C) 提出先 : U.S. Customs and Broker Protection (CBP)
D) 施行開始日 : 2009年1月26日到着貨物分から(1年間は試用期間になり、罰金は課されません。)
E) 事前提出項目 :
 販売者の名前・住所 (Seller name & address)
 購入者の名前・住所 (Buyer name & address)
 輸入業者番号 (Importer's record number)
 荷受人番号/FTZ 出願認識番号 (Consignee number / FTZ applicant identification number)
 製造者の名前・住所 (Manufacturer (or Supplier) name & address)
 配送先の名前・住所 (Ship to party name & address)
 商品の原産地 (Country of origin)
 統計品目番号(6桁) (Commodity Harmonized Tariff Schedule of the US)
 コンテナバンニング場所 (Container Stuffing Location name & address)
 バンニング業者の名前・住所 (Consolidator name & address)
F) 提出期限 : ~ 米国向け本船への船積み 24時間前まで
 ~ 米国入港 24時間前まで
 ただし、 ~ は入港 24時間までの訂正が認めれています。

* ISF に関しては、未だ不明確な点も多く、多少内容に変更が出る可能性もございますので、ご留意いただけますようお願い申し上げます。

上記詳細に関するお問い合わせは、弊社営業部・輸出部までお願い申し上げます。

以上